

山梨県婦人服製造業最低工賃が改正されます

平成24年4月21日発効

品目	工程	規格	金額
ワンピース 上衣 コート スカート スラックス ブラウス	そで口あきみせ まつり		1着(両そで)につき 11円
	千鳥掛け	千鳥の間隔が6ミリメートル以上のもの	5センチメートルにつき 8円
	星入れ		10センチメートルにつき 12円
	ボタン付け	根巻きなし2つ穴のボタンを付けるもの	1個につき 6円
	かぎホック付け		1組につき 13円
	スナップ付け		1組につき 13円
	糸ループ付け	糸ループの長さが3センチメートルのもの	1か所につき 7円
			糸ループの長さが5センチメートルのもの
	×印しつけ止め		1か所につき 6円
肩パット付け		1着(両肩)につき 30円	
婦人用M丸 首無地セー ター	オーバーロック ミシンによる縫 製	長そで 肩・そで及びわき	1着につき 77円
	リンキングミシ ンによる取付け	衿(ハイネッ クに限る)	12ゲージ 1着につき 70円
	手かがり	衿(ハイネックに限る)	1着につき 34円

- 備考1 金額欄中表示されている単位と異なる長さで委託する場合の工賃額については、1センチメートル当たりに換算した額とし、長さ1センチメートル未満及び金額円未満については、これを四捨五入するものとする。
- 2 品目欄中のワンピース、上衣、コート、スカート、スラックス及びブラウスについては、手作業によるまとめの業務に限るものとする。